

事業場排水の水質に係る行政指導及び行政処分等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（以下「法」という。）並びに京都市公共下水道事業条例（以下「公共下水道条例」という。）及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「特環下水道条例」という。）（以下両条例を合わせて「条例」という。）に基づき、工場又は事業場（以下「事業場」という。）から下水を排除して公共下水道を使用する者（以下「事業者」という。）に対して行う行政指導及び行政処分（以下「行政処分等」という。）に関し、処分基準等の必要な事項を定め、適正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (2) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (3) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (4) 直罰基準 法第12条の2第1項並びに公共下水道条例第11条及び特環下水道条例第10条に規定する基準をいう。
- (5) 除害施設設置基準 公共下水道条例第11条の2第1項及び特環下水道条例第11条第1項に規定する除害施設の設置等に係る水質基準をいう。
- (6) 排除基準 直罰基準及び除害施設設置基準をいう。
- (7) 排出水 事業場から公共下水道に排除される下水（法第2条第2号に規定する下水をいう。以下同じ。）の他、汚水（法第2条第2号に規定する汚水をいう。以下同じ。）の処理施設又は除害施設（以下合わせて「除害施設等」という。）による処理後の汚水及び事業場の事業活動によって生じた廃水をいう。
- (8) 立入検査 法第13条第1項に規定する立入検査をいう。
- (9) 水質検査 排出水を採水し、その水質を排除基準と照合する検査をいう。
- (10) 基準違反 排出水が排除基準に適合していないことをいう。
- (11) 行政措置 基準違反の事業場に対する行政指導のうち、口頭注意、注意、警告及び改善勧告のことをいう。
- (12) 管理者 京都市公営企業管理者上下水道局長をいう。

(審査会及び予備審査会)

第3条 この要綱に規定する事業者に対する行政処分等に関する審査を適正かつ公平に行うため、上下水道局事業場排水規制行政処分等審査会（以下「審査会」という。）及び上下水道局事業場排水規制行政処分等予備審査会（以下「予備審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、下水道部長、同部管理課長、同部施設課長、施設課水質指導係長、同課担当職員及び管理者が必要と認めた者をもって構成し、下水道部長を会長とする。
- 3 予備審査会は、下水道部施設課長、施設課水質指導係長及び同課担当職員をもって構成し、下水道部施設課長を会長とする。
- 4 審査会及び予備審査会の会務は、各会長が総括する。
- 5 審査会及び予備審査会の各会長に事故があるとき又は各会長が欠けたときは、あらかじめ各会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審査会は、会長が必要と認めるときに随時開催し、予備審査会は、原則として月1回開催する。ただし、緊急その他の事由があるときは、この限りでない。

第2章 事業場排水の監視及び指導等 (監視及び指導)

第4条 管理者は、次に掲げる事項を目的として、事業場に対し立入検査及び水質検査を実施し、排出水の監視及び事業者の指導を行うものとする。

- (1) 排出水が排除基準に適合しているか確認すること。
- (2) 排出水を排除基準に適合させること。
- (3) 排出水が排除基準に不適合となることを未然に防ぐこと。

(立入検査)

第5条 立入検査は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 特定施設の設置状況及び使用状況
- (2) 所持する薬品類の保管状況及び使用状況
- (3) 除害施設等の運転管理状況
- (4) 汚泥等の回収状況及び処分状況
- (5) 排出水の水質測定の実施状況
- (6) その他水質管理に関すること

(水質検査)

第6条 水質検査は、排出水を採水して実施する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の廃水についても実施することができる。

- 2 水質検査の分析項目は、当該事業場の作業工程、使用薬品等から排出水に含有される可能性があるものと認められる項目とする。

(報告の徴収)

第7条 管理者は、第4条に規定する監視及び指導を補完するため、法第39条の2の規定に基づき、排出水の水質等に関し必要な報告を事業者から徴するものとする。

- 2 前項に規定する報告は、使用薬品の一覧、排出水の水質の測定結果、除害施設等の維持管理状況並びに汚泥等の回収及び処分状況に関するものとする。
- 3 管理者は、第1項に規定する報告の記載内容に疑義を認めるときは、事業者から

事情を聴取し、指導を行うものとする。

第3章 基準違反に関する行政措置

(基準違反時の措置)

第8条 管理者は、水質検査の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、基準違反と認め、その結果を当該事業者速やかに書面により通知するものとする。ただし、急を要するときは、書面による通知に先立ち、口頭により通知することができる。

- (1) 排除基準に適合していない排出水を排除していたとき。
- (2) 直罰基準に適合していないおそれのある排出水を排除していたとき。
- 2 管理者は、前項の基準違反に係る事業場に対して速やかに立入検査を実施し、前項の事業者に対し基準違反の原因について調査及び聴取を行い、直ちに排出水の水質の改善のための応急の措置を講じさせるものとする。
- 3 管理者は、第1項各号のいずれかに該当する事業者に対し、次条から第11条までに規定する行政措置又は次章に規定する行政処分を行うものとする。

(行政措置の決定)

第9条 行政措置に関する事項は、予備審査会において審査し、この審査結果を踏まえ、管理者が決定する。ただし、予備審査会の会長が、審査会における審査が必要と認めるときは、審査会においても審査し、これらの審査結果を踏まえ、管理者が決定するものとする。

- 2 前項の予備審査会及び審査会における審査は、対象となる事業者の次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。
 - (1) 基準違反の状況
 - (2) 過去の基準違反の状況及び指導の経過
 - (3) 除害施設等の設置状況
 - (4) 生産施設及び除害施設等の維持管理状況
 - (5) 故意又は過失の別
 - (6) 公共下水道の施設又はその機能に与える支障
 - (7) その他管理者が必要と認める事項
- 3 審査会及び予備審査会は、事業者に対する行政措置を相当期間継続して審査し、又は留保することができる。

(行政措置の手続)

第10条 行政措置を行うときは、対象となる事業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付する。ただし、口頭注意を行うときは、この限りではない。

- (1) 行政措置の内容
- (2) 根拠となる法令又は条例若しくはその両方の条項
- (3) 行政措置を行う理由

2 警告及び改善勧告は、日時及び場所を指定して事業者の代表者又はこれに準じる者の来庁を求めて行うものとする。

(改善指導)

第11条 管理者は、行政措置を行った事業者に対し、排出水の水質の改善のための適切な措置（以下この条において「改善措置」という。）をとるよう指導し、相当の期限を定めて当該措置の内容を書面で提出させ、当該措置を完了させるものとする。ただし、口頭注意を行った事業者に対しては、書面の提出を不要とする。

2 管理者は、改善措置が完了するまでの期間、事業者に対し応急の措置を講じさせ、排除基準を遵守させるものとする。

3 管理者は、行政措置の対象となった事業場に対して、必要に応じて立入検査を行い、改善措置の確認及び水質検査を実施するものとし、当該措置が不十分又は不適切であると認めるときは、適切な措置を行うよう指導するものとする。

4 管理者は、事業者が改善措置を行うに当たり、法、条例その他関係法令の規定に基づく届出書を提出しなければならない場合は、速やかに当該届出書を提出させるものとする。

第4章 排水規制に関する行政処分

(行政処分の方針)

第12条 管理者は、公共下水道の施設及びその機能の保全並びに公共下水道からの放流水の水質確保を目的として、法的効果を伴う強制力が必要と認められる場合については、法及び条例に基づき事業者に対し行政処分を行うものとする。

(行政処分の種類)

第13条 この要綱における行政処分の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条の5に規定する計画の変更命令及び廃止命令
- (2) 法第12条の9第2項に規定する事故時の応急措置命令
- (3) 法第37条の2に規定する改善命令並びに特定施設の使用及び公共下水道への下水の排除の一時停止命令
- (4) 法第38条第1項に規定する措置のうち、水質の改善命令及び公共下水道への下水の排除の一時停止命令

(法第12条の5に規定する計画の変更命令等)

第14条 管理者は、特定施設の設置又は構造等の変更の届出に係る特定事業場の排出水が、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画のままでは直罰基準に適合しないと認める場合に、その届出をした者が内容の修正等の指導に従わないときは、その者に対し、前条第1号の計画の変更命令（その届出に係る特定施設の構造等の変更に関する計画変更の廃止命令を除く。）を行うものとする。

- 2 管理者は、前項の計画の変更命令によっては、特定施設の設置又は構造等の変更の届出に係る特定事業場の排水を直罰基準に適合させることが著しく困難であると認める場合に、その届出をした者に対し、前条第1号の計画の廃止命令（その届出に係る特定施設の構造等の変更に関する計画変更の廃止命令を含む。）を行う。

（法第12条の9第2項の規定に基づく事故時の応急措置命令）

- 第15条 管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者（以下「特定事業者」という。）が、事故時において適切な応急措置を講じていないことにより、法第12条の9第1項に規定する物質又は油を含む下水の流入が継続している場合に、当該特定事業者に対し、第13条第2号の応急措置命令を行うものとする。
- 2 前項の応急措置命令は、その緊急性を考慮し、弁明の機会を付与せず口頭で行うことができる。この場合において、管理者は、応急措置命令後速やかに、第20条第2項に規定する文書による命令を行うものとする。
 - 3 前項の口頭による応急措置命令は、現場に立ち入った職員及び下水道部施設課長の協議に基づき、同課長が決定するものとする。

（法第37条の2の規定に基づく改善命令等）

- 第16条 管理者は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当し、今後も直罰基準に適合しない排水を排除するおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、第13条第3号の改善命令を行うものとする。
- (1) 前2章に規定する指導及び行政措置に対して適切な対応を行わず、直罰基準に適合しない排水を排除したとき。
 - (2) 公共下水道の施設又はその機能に支障が現に生じ、又は生じるおそれがある、直罰基準に適合しない排水を排除したとき。
 - (3) その他管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の改善命令は、前項の特定事業者に対して排水を直罰基準に適合させるために、相当の期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理の方法について必要な措置を講じるよう命令するものとし、第11条の規定を準用する。
- 3 管理者は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当し、今後も直罰基準に適合しない排水を排除するおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、第13条第3号の特定施設の使用又は公共下水道への下水の排除の停止命令を行う。ただし、公共下水道への下水の排除の停止命令は、特定施設の使用の停止命令では対応できないときに行うものとする。
- (1) 第1項の改善命令に対して適切な対応を行わないとき。
 - (2) 公共下水道からの放流水の水質が法第8条の規定に基づく基準を超えるおそれの生じる排水を排除したとき。
 - (3) 公共下水道の施設又はその機能に支障が現に生じ、又は生じるおそれがある排

出水を排除したとき。

- (4) 公共下水道において管渠内の作業等が困難となるガスが発生するおそれの生じる排水を排除したとき。
- (5) その他管理者が必要と認めるとき。

4 前項の特定施設の使用又は公共下水道への下水の排除の停止命令は、前項の特定事業者に対して排水を直罰基準に適合させるために、相当の期限を定めて命令するものとする。ただし、管理者が停止命令期間中に停止の必要がなくなつたと認める場合には、停止命令を解除することができる。

(法第38条第1項の規定に基づく改善命令等)

第17条 管理者は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、今後も排除基準に適合しない排水を排除すると認めるときは、当該事業者に対し、第13条第4号の改善命令を行う。

- (1) 前2章に規定する指導及び行政措置に対して適切な対応を行わず、排除基準に適合しない排水を排除したとき。
- (2) 公共下水道の施設又はその機能に支障が現に生じ、又は生じるおそれがある排除基準に適合しない排水を排除したとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 前項の改善命令は、前項の事業者に対して排水を排除基準に適合させるために、相当の期限を定めて、除害施設の設置等による排水の水質の改善を命令するものとし、第11条の規定を準用する。

3 管理者は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、今後も排除基準に適合しない排水を排除すると認めるときは、当該事業者に対し、第13条第4号の公共下水道への下水の排除の停止命令を行う。

- (1) 第1項の改善命令に対して適切な対応を行わないとき。
- (2) 公共下水道からの放流水の水質が法第8条の規定に基づく基準を超えるおそれの生じる排水を排除したとき。
- (3) 公共下水道の施設又はその機能に支障が現に生じ、又は生じるおそれがある排水を排除したとき。
- (4) 公共下水道において管渠内の作業等が困難となるガスが発生するおそれの生じる排水を排除したとき。
- (5) その他管理者が必要と認めるとき。

4 前項の公共下水道への下水の排除の停止命令は、前項の事業者に対して排水を排除基準に適合させるために、相当の期限を定めて命令するものとする。ただし、管理者が停止命令期間中に停止の必要がなくなつたと認める場合には、停止命令を解除することができる。

(弁明の機会の付与)

第18条 行政処分を行おうとするときは、その対象となる者（以下「当事者」とい

う。) に対し、第13条第1号に関しては文書による弁明の機会の付与を、同条第3号及び第4号に関しては原則として口頭による弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2号に関しては、その緊急性を考慮し弁明の機会の付与は行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当事者が前2章に規定する指導及び行政措置を意図的に無視するなどの対応をとっていると認められ、公共下水道の施設又はその機能に支障が現に生じているなど緊急に措置を講じる必要があるときは、直ちに行政処分を行うことができる。

(行政処分の決定)

第19条 行政処分に関する事項は、当事者の状況その他一切の事情を総合的に考慮したうえで、予備審査会の審査を経た後、審査会において審査し、これらの審査結果を踏まえ、管理者が決定する。ただし、第13条第2号の応急措置命令は、この限りでない。

- 2 審査会は、事業者に対する行政処分を相当期間継続して審査し、又は留保することができる。

(行政処分の手続)

第20条 行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続法及び京都市行政手続条例に基づき行うものとする。

- 2 行政処分を行うときは、当事者に対し、行政処分の内容、根拠となる法令の条項及び行政処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。
- 3 行政処分は、日時、場所を指定して当事者の出頭を求めて行うものとする。

(告発)

第21条 事業者が、行政処分に従わず、排除基準に適合しない排出水の排除を続ける場合は、行政処分の決定の方法に準じ、告発について決定するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第22条 この要綱に基づく事務の執行に必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に事業場排水の監視及び指導に関する要綱、下水排除基準違反の事業場に対する行政措置に関する要綱及び事業場の排水規制に関する処分基準

を定める要綱の規定により行った行政処分等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に本要綱の規定により行った行政処分等については、なお従前の例による。